

## プロローグ

『うた』を素材にした「歌」が昇華して和歌となる

『古今和歌集』の仮名序は紀貫之きのつらゆきの作とされるが、その一節に「なにはづに咲くやこのはな冬ふゆもり今は春はるべと咲くやこのはな」とある歌句を、一般に「難波津なにわづの歌うた」と呼び習わしている。本書はこの「歌」に関する専書である。この「歌」の正体を見極めると、それが和歌の起源の説明になるといふ論旨である。最初にその概要を述べよう。

同仮名序にはこの「歌」の成立事情が次のように書かれている。仁徳天皇が難波津なにわづにあって皇太子だったとき、応神天皇の後の即位を弟の皇子と三年ゆすりあわれたので、王仁わにがこれを詠んでたてまつった。冬を越して花が咲くように今がその時ですと天皇の謙讓の徳を讃えながら即位を促したのである。『古事記』『日本書紀』などの記事によると、王仁は漢の皇祖の血筋をひく学者で、応神天皇のときに百濟から派遣されて日本に『論語ろんご』と『千字文せんじもん』をもたらしたとする。その子孫が朝廷の文筆を司る文首ふみのおびと氏になったとされている。日本の漢学の始祖にあたる外国からの渡来人が、天皇を讃える「歌」（本書の趣旨では和歌でなく「歌」）をつくったことになる。仮名序の「難波津の歌」の成立事情や記紀の王仁の出自、実績は、

事実そのままではなく、日本の朝廷の立場からつくられた説話である。この説話が「難波津の歌」そして和歌の起源を象徴的に物語っている。

「難波津の歌」はふしぎな「歌」である。なにがふしぎか？「難波津の歌」は『万葉集』に収められていない。歌句の内容からすれば巻一冒頭の天皇たちの事績を称える歌群の一つになっただけでもない。平安時代には、第二章に述べるとおり、「安積山の歌」とともに和歌の作法の必修の手本であったにもかかわらず、歌集にほとんど縁がない。収録される機会が少なく、収録されても特殊な部立てに収められている。『古今和歌集』のなかでも、仮名序には「みかどのおほむはじめ」「うたのちち」と大きな扱いをうけているが、歌集を構成する和歌としては出てこない。有名な「歌」だったにもかかわらず和歌の世界からは遠いところに存在したのである。その一方、歌集以外のところに盛んに出てくる。第四、五章に述べるとおり、木簡に日本語の韻文を書いたものは今までに数十点出土しているが、その大部分が「難波津の歌」である。しかも、都だけでなく全国各地から出土する。土器や瓦に墨で書いたり刻んだりしたのもほとんどがそうである。時代も七世紀後半から十世紀にまでわたる。さらに、第七章で紹介するとおり、法隆寺の五重塔の天井板にも落書きされている。和銅四（七一）年頃のもので、寺を建てた匠たちが書き込んだ可能性が高い。歌集とは別のところに「難波津の歌」の広い世界があったと考えなくてはならない。

ただし、「難波津の歌」の世界は、日本語の韻文を書いた木簡たちの世界と同一ではない。最近「歌木簡」という用語が一般に普及しつつある。第一章に紹介するように、二尺程度の木簡に片面一行に万葉仮名で歌句を書いて典礼の場に持参し口頭でうたったものである。本書の趣旨からすると、「歌木簡」に狭義であてはまるものは難波宮跡から出土した「はるくさの」木簡と「難波津の歌」を書いた木簡の一部だけである。「難波津の歌」木簡のなかにも「歌木簡」でなく習書とみるべきものが確実にある。それ以外の「歌」を書いた木簡には、完成した一首を書いたらしいものもあり、歌句の一部を習書したものもあるが、歌句の内容をみると、広義で「歌木簡」と解釈できそうなものもあり、在来の「うた」水準のものもあり、和歌の水準に近いものもある。そして、「難波津の歌」は『万葉集』の歌群の部立て（内容的な分類）で言うところと雑歌にあたるが、木簡に書かれた「歌」の多くは相聞にあたる。典礼の場でうたうなら雑歌か挽歌かふさわしいので、「歌木簡」ではないことになる。それらに和歌の源をみるとというのが本書の趣旨である。

右に「日本語の韻文」「歌」「うた」そして「和歌」という用語を区別して使った。これらを本書ではそれぞれに定義して呼んでいる。とくに「」を付けて「歌」と呼ぶものが趣旨の根幹に関わる。「難波津の歌」は「歌」の代表である。「うた」は、日本語の韻文として自然発生的に存在した在来のものをさす。一般的な呼び方では民謡に近い定義になる。「歌」は、

朝廷の文化政策によって典礼の場でうたうたのために整備された様式をさす。五七五七七の形式に整えられているが、文学作品でなく行事の儀礼として口頭でうたったものである。和歌は、「歌」の様式に則って個人的に享受する目的でつくられたものをさす。「日本語の韻文」は、これらを総称して学問的な態度で呼ぶ。このほかに「歌句」「語句」「字句」そして『古事記』『日本書紀』などの「歌謡」という用語を使うが、それらはとくに定義せず一般の呼び方に従っている。

これらの用語を使って本書の主旨をひとくちに述べると次のようになる。七世紀に「うた」を素材にして「歌」の様式がつけられ、八世紀に「歌」を昇華して和歌がつけられ、そのとき「うた」の性格が復活して九世紀以降に至る。

もう少し詳しく述べ直そう。第三章に述べるとおり、七世紀、日本の朝廷が中国にならって律令国家体制をとろうとしたとき、文化政策も中国化をめざした。中国では「楽府」という様式の漢詩が民の声をあらわすものとして公に収集、整備され演奏されていたが、日本の朝廷は日本の楽府にあたるものとして「歌」の様式を整備した。そのあらわれが狭義の「歌木簡」である。在来の日本語の「うた」を素材にして、漢詩の様式と表現を取り入れながら形式を整えたのである。そのなかで早くに成立し典礼向けの汎用の「歌」としてうたわれたのが「難波津の歌」である。つまり、「難波津の歌」は「歌」の代表だった。先にあげた「難

波津の歌」を王仁が詠んだという説話は、中国化をめざした朝廷の文化政策によって「歌」の様式がつけられた事情を反映している。成立した当初「歌」は「唐様」の文化だった。

そして、**第六、八章**に述べるとおり、柿本人麻呂や山部赤人たちが「歌」を整備する任にあたったが、つけられた作品のなかの優れたものが文学作品として私的に享受されるようになった。また、貴族たちのサロンで、中国の人士が漢詩を詠むのにならって、「歌」の様式に則りながら個人的な作品がつけられた。**和歌の起源はそこにある。**「歌」が祝祭や葬儀など典礼のためのものであったのに対して、和歌は私的な集まりや個人で楽しむためのものがあった。「歌」が和歌に昇華するとき、歌句の表現に漢詩、漢籍、仏典の影響をますます深く受けた。一方、個人向けに詠むという事情にもなあって、つけられる目的に「歌」の素材であった「うた」のもつ相間的な性格が復活して反映した。

平安時代に入ると、専用の「歌」はおそらく「難波津の歌」だけになり、和歌が典礼向けにも詠まれるようになる。言い換えると、「歌」と和歌との区別がなくなる。また一方、和歌は個人の意志や感情を伝える媒体として貴族社会に日常のものとなる。「和様」の「うた」を素材にして「唐様」の「歌」がつけられ、さらに、「唐様」をふまえた「和様」の文化として和歌が成立したのである。このような経緯は、七く十世紀の日本文化の歴史全体に観察されるところと一致する。

念のために述べておこう。「歌」と和歌との区別は、議論をすすめる上での理論的な仮設である。「歌」としてつくられたものが和歌として享受されても良いし、和歌に近い性格の「歌」があっても良い。たとえば『万葉集』巻五の「梅花宴」の和歌群は素材になった「歌」との距離が近いであろう。防人歌は原形の「歌」もしくは「うた」と『万葉集』に見られる形との距離が遠いであろう。先に「難波津の歌」以外の「歌」を書いた木簡のなかに広義の「歌木簡」も「うた」水準のものも和歌の水準に近いものもあると述べたのは、この実情をふまえている。新しく発見された紫香楽宮跡の「あさかやまの歌」木簡に書かれた歌句は、癒しの「うた」かもしれないし、何らかの私的な儀式用の「歌」かもしれないし、初期の創作和歌かもしれない。それに対して「難波津の歌」は純粹の典礼向けの「歌」だった。

なお、「歌」から文学作品としての和歌への昇華は、用途が典礼向けから私的な享受へ変化しただけでなく、表記形態の変化をともなった。「あさかやまの歌」木簡は「歌」の様式に則って万葉仮名による表音表記で書かれている。同じ歌句が『万葉集』に「安積山の歌」として収録されたときは漢字の訓よみを主体にした表記で書かれた。歌句が同じであっても、口頭でうたうのに適した表音表記と、歌句の発音の再現に手間を要するが目で見て楽しめる訓よみを主体とした表記と。この対立は「歌」と和歌との性格の対立に平行している。「難波津の歌」は決して訓よみを主体とした表記で書かれなかった。しかし、平安時代には、平仮名

が成立して、和歌を漢字の訓よみで書くことは特殊な場合を除いてなくなる。そのとき、「歌」と和歌との違いも失せる。

第九章に述べるとおり、八世紀には、「難波津の歌」は誰でも知っている「歌」、『万葉集』は限られた知的エリートのものであった。しかし、「歌」と和歌との違いが失せた後の紀貫之たちには、『万葉集』が、「歌」のもっていた公的な性格を帯びた歌集のように見えたのだった。以下、本文を味読されたい。

プロローグ …… 001

「うた」を素材にした「歌」が昇華して和歌となる

第一章 …… 015

難波宮跡から出土した「歌木簡」

第二章 …… 043

紫香楽宮跡から出土した「両面歌木簡」

1. 表裏に「難波津の歌」「安積山の歌」が書かれた木簡

2. 「難波津の歌」「安積山の歌」は「歌」の手本だった

第三章 …… 067

典礼の席でうたう「歌」

1. 律令官人は職務として「歌」をつくり書いた

2. 中国の「楽府」と日本の「歌」

## 【目次】

第四章  
出土物に書かれた「歌」たち  
……  
093

1. 出土した「難波津の歌」たち
2. 出土した「歌」たち「うた」たち

第五章  
観音寺遺跡から出土した  
「難波津の歌」木簡の価値  
……  
115

第六章  
「歌」の記録と和歌の表記  
……  
137

1. 「歌」をうたう場と記録
2. 漢字で「歌」を書くとき和歌を書くとき

第七章  
……………

五重塔の天井に書かれた

「難波津の歌」と和歌

161

第八章  
……………

典礼の場から文学サロンへ、

そして贈答歌へ

173

第九章  
……………

「難波津の歌」の世界と

『万葉集』の世界

191

後書  
……………

204

付録……  
207

・ 本書で言及する資料に関する年表

・ 主な木簡出土地図

・ 著者名索引（左開）

・ キーワード索引（左開）